

# 鹿放ヶ丘ふれあいセンター利用団体 代表者説明会でのご意見等について

平成30年12月19日  
四 街 道 市

平成30年5月28日（月）に、鹿放ヶ丘ふれあいセンターにおきまして「鹿放ヶ丘ふれあいセンター利用団体代表者説明会」を開催し、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」及び「使用料（案）」について、ご説明いたしました。

会場での実施状況及び質疑応答は下記のとおりでしたので、お知らせいたします。

今後も、市民の皆様にご理解をいただきながら、施設の適切な管理運営に努めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 実施状況〈開催日 平成30年5月28日（月）〉

	鹿放ヶ丘ふれあいセンター
参加団体数	40団体

## 質疑応答（主なもの）

質問内容	市の回答（概要）
6月議会で承認後、使用料徴収を開始ということだが、7月から始まるのか。	使用料の徴収は、来年の4月からとなる。
鹿放ヶ丘ふれあいセンターには、エレベーターが無いが、使用料を徴収するということは、エレベーターが設置される予定があるのか。	使用料を徴収することによる、設備の改修等は想定しておらず、維持・管理に係る経費に充当させていただく予定である。ただし、古い備品の更新等には使用できると考えている。
1コマ2時間ということだが、もう1時間だけ使いたい場合で、次の時間が空いている場合、1時間だけ使用することができるか。	区分が2時間単位であるため、1時間だけ使用したい場合でも2時間の使用料がかかる。
利用の抽選について、3ヶ月前の第1開館日の午前9時より抽選となるが、その日が9時から使用する場合、抽選と使用時間がかぶることになる。今までは、午前中いっぱい借りられたため、調整ができたが、今後、抽選のやり方は変わるのか。	詳細な利用手続きの説明会を12月頃に開催予定である。抽選方法についてもその際に説明させていただく。日時等が決まり次第、ご連絡する。

【問い合わせ】 四街道市総務部 自治振興課  
電話：043-421-6106